

司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規則
(規則第百八十八号) 中一部改正

司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規則(規則
第百八十八号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

			平成二十七年 十二月に司法 修習生の修習 を終えた者			平成二十八年 十二月に司法 修習生の修習 を終えた者									
令和八年一 月一日から 二年二月二 十八日まで	令和七年一 月一日から 二年二月二 十八日まで	令和六年一 月一日から 二年二月二 十九日まで	令和五年一 月一日から 二年二月二 十八日まで	令和四年一 月一日から 二年二月二 十八日まで	令和三年一 月一日から 二年二月二 十九日まで	令和二年一 月一日から 二年二月二 十八日まで	令和一年一 月一日から 二年二月二 十九日まで	令和八年一 月一日から 二年二月二 十八日まで	令和七年一 月一日から 二年二月二 十八日まで	令和六年一 月一日から 二年二月二 十九日まで	令和五年一 月一日から 二年二月二 十八日まで	令和四年一 月一日から 二年二月二 十八日まで	令和三年一 月一日から 二年二月二 十九日まで	令和二年一 月一日から 二年二月二 十八日まで	令和一年一 月一日から 二年二月二 十九日まで
令和八年三 月三十一日 まで	令和七年三 月三十一日 まで	令和六年三 月三十一日 まで	令和五年三 月三十一日 まで	令和四年三 月三十一日 まで	令和三年三 月三十一日 まで	令和二年三 月三十一日 まで	令和一年三 月三十一日 まで	令和八年三 月三十一日 まで	令和七年三 月三十一日 まで	令和六年三 月三十一日 まで	令和五年三 月三十一日 まで	令和四年三 月三十一日 まで	令和三年三 月三十一日 まで	令和二年三 月三十一日 まで	令和一年三 月三十一日 まで
令和八年四 月三十日ま で	令和七年四 月三十日ま で	令和六年四 月三十日ま で	令和五年四 月三十日ま で	令和四年四 月三十日ま で	令和三年四 月三十日ま で	令和二年四 月三十日ま で	令和一年四 月三十日ま で	令和八年四 月三十日ま で	令和七年四 月三十日ま で	令和六年四 月三十日ま で	令和五年四 月三十日ま で	令和四年四 月三十日ま で	令和三年四 月三十日ま で	令和二年四 月三十日ま で	令和一年四 月三十日ま で
令和八年五 月十日	令和七年五 月十日	令和六年五 月十日	令和五年五 月十日	令和四年五 月十日	令和三年五 月十日	令和二年五 月十日	令和一年五 月十日	令和八年五 月十日	令和七年五 月十日	令和六年五 月十日	令和五年五 月十日	令和四年五 月十日	令和三年五 月十日	令和二年五 月十日	令和一年五 月十日
令和八年七 月一日	令和七年七 月一日	令和六年七 月一日	令和五年七 月一日	令和四年七 月一日	令和三年七 月一日	令和二年七 月一日	令和一年七 月一日	令和八年七 月一日	令和七年七 月一日	令和六年七 月一日	令和五年七 月一日	令和四年七 月一日	令和三年七 月一日	令和二年七 月一日	令和一年七 月一日
令和八年七 月十五日	令和七年七 月十五日	令和六年七 月十五日	令和五年七 月十五日	令和四年七 月十五日	令和三年七 月十五日	令和二年七 月十五日	令和一年七 月十五日	令和八年七 月十五日	令和七年七 月十五日	令和六年七 月十五日	令和五年七 月十五日	令和四年七 月十五日	令和三年七 月十五日	令和二年七 月十五日	令和一年七 月十五日

					平成二十九年 十二月以降に 司法修習生の 修習を終えた 者										
十八日まで	同月二日から	令和九年一月一日から	十八日まで	同月二日から	令和八年一月一日から	十八日まで	同月二日から	令和七年一月一日から	十九日まで	同月二日から	令和六年一月一日から	十八日まで	同月二日から	令和五年一月一日から	十八日まで
日まで	同月三十一日まで	令和九年三月一日から	日まで	同月三十一日まで	令和八年三月一日から	日まで	同月三十一日まで	令和七年三月一日から	日まで	同月三十一日まで	令和六年三月一日から	日まで	同月三十一日まで	令和五年三月一日から	日まで
で	月三十日まで	令和九年四月三十日まで	で	月三十日まで	令和八年四月三十日まで	で	月三十日まで	令和七年四月三十日まで	で	月三十日まで	令和六年四月三十日まで	で	月三十日まで	令和五年四月三十日まで	
	月十日	令和九年五月十日		月十日	令和八年五月十日		月十日	令和七年五月十日		月十日	令和六年五月十日		月十日	令和五年五月十日	
	月一日	令和九年七月一日		月一日	令和八年七月一日		月一日	令和七年七月一日		月一日	令和六年七月一日		月一日	令和五年七月一日	
	月十五日	令和九年七月十五日		月十五日	令和八年七月十五日		月十五日	令和七年七月十五日		月十五日	令和六年七月十五日		月十五日	令和五年七月十五日	

附 則

別表の改正規定は、令和元年六月二十日から施行し、同年六月十四日から適用する。